

申請期限は12月1日(木)までです

平成28年度臨時福祉給付金、 年金生活者等支援臨時福祉給付金

(障害・遺族基礎年金受給者向け)



今年の9月1日から申請を受けている平成28年度臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の申請期限が迫っています。

郵送の場合には、12月1日(木)の消印までが有効となります。

申請期限を過ぎた場合には、受付できませんのでご注意ください。

申請受付期間 12月1日(木)まで
(土・日・祝日を除く、午前8時30分〜午後5時15分)

国・関 社会福祉課臨時福祉給付金担当

☎26-5062

(歴史文化伝承館2階調理室)
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-0865
荒川 ☎54-2116

給付対象になると思われる方は、忘れずに申請ください。なお、

病院ふれあい相談会

～在宅医療・ 介護相談会～

秩父郡市内の病院には病院相談員が配置され、患者さんやご家族の相談に乗っています。その活動の紹介とともに、医療・介護に関する相談会を開催します。

とき 11月20日(日)午前9時～午後4時

ところ 矢尾百貨店2階ポケットパーク

対象 一般市民

相談料 無料

主催 秩父郡市病院医療福祉相談員連絡協議会、ちちぶ在宅医療・介護連携相談室

国市立病院内 ちちぶ在宅医療・介護連携相談室 ☎25-5013

「税を考える週間」

11月11日(金)
～17日(木)

大切な
税のことを、
考えて
みませんか？



国税庁では、「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取り組みについて紹介します。

また、国税庁HPにおいて社会保障・税番号制度の導入の取り組みについて紹介するとともに、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

詳細は、国税庁HPまたは秩父税務署へ

国秩父税務署 ☎22-4433

(自動音声案内2番)

給与と所得者の 市・県民税は、

「特別徴収 (給与天引き)」

で納税をお願いします

事業主の方へ

所得税の源泉徴収を行っている事業主の皆さんには、毎月支払う給与から個人住民税(市・県民税)を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。これを特別徴収といいます。

埼玉県と県内すべての市町村で

従業員の方へ

は、個人住民税の特別徴収による納付を徹底するため、平成27年度から、該当する全ての事業所を、原則として「特別徴収義務者」に指定する取り組みを進めています。事業主の皆さんには、11月下旬に特別徴収関連の通知を送付しますので、内容をご確認の上、準備をお願いします。

特別徴収の推進により、個人住民税の納付方法が普通徴収(自分で納付する方法)から特別徴収(給与からの天引き)に変わった場合、納税通知書は、事業主経由で届きます。

国市役所市民税課市民税担当

☎22-2209

秩父県税事務所 ☎23-2110

たばこのポイ捨て・歩きたばこは止めましょう！

たばこは喫煙所で！ 携帯灰皿といっしょにマナーと良心を携帯しましょう